

別表第9

解除の基準

指定場所	禁止行為	承認要件
		重要文化財等
建造物の内部及び周囲	喫煙	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係者等による監視体制が確立されていること。 2 消火器を設けること。(能力単位2以上)ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。 3 喫煙設備を設けること。 4 危険物等その他の可燃物を取扱う場所の付近としないこと。 5 整理、清掃等の措置が講じられていること。
	裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> 1 条例において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上の距離を確保すること。 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 関係者等による監視、消火等の体制が確立されていること。 4 消火器具を設けること。(能力単位2以上)ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。 5 承認される範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 (3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合の使用量は、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。
	危険物品持ち込み	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係者等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。(能力単位2以上)ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。 3 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。 4 承認される範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の50分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第3に定める数量の50分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器(高压ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。)は、ガス総質量が10kg以下であること。

備考：建造物の周囲の喫煙は認められないもの。